政令第二百四十九号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第七号及び第八号中「高齢者」の下に「及び障害者」を加える。

第七十六条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　市民農園の整備の促進に関すること。

第七十六条第三号の次に次の一号を加える。

四　都市及びその周辺における農業の振興に関すること。

第七十八条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「高齢者」の下に「及び障害者」を加え、同号を同条第三号とし、同条第六号中「高齢者」の下に「及び障害者」を加え、同号を同条第四号とし、同条第七号中「高齢者」の下に「及び障害者」を加え、同号を同条第五号とする。

附　則

この政令は、令和三年十月一日から施行する。

農林水産大臣　野上浩太郎
内閣総理大臣　菅　　義偉

省　令

○厚生労働省令第百五十一号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の一部の施行に伴い、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十四条第三項の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月三日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（再就職援助計画の認定の申請） **第七条の四**　法第二十四条第三項の認定の申請は、再就職援助計画の作成又は変更後遅滞なく、再就職援助計画（様式第一号）に当該再就職援助計画に係る事業規模の縮小等に関する資料を添えて、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。 ただし、当該再就職援助計画が産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画」という。）に従って実施する事業再編（同法第二条第十一項に規定する事業再編をいう。）又は農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十九条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画」という。）に従って実施する事業再編（同法第二条第五項に規定する事業再編をいう。）に伴う離職に係るものであるときは、当該資料については、当該産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画又は当該農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画の写しをもって代えることができる。	（再就職援助計画の認定の申請） **第七条の四**　法第二十四条第三項の認定の申請は、再就職援助計画の作成又は変更後遅滞なく、再就職援助計画（様式第一号）に当該再就職援助計画に係る事業規模の縮小等に関する資料を添えて、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。 ただし、当該再就職援助計画が産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画」という。）に従って実施する事業再編（同法第二条第十一項に規定する事業再編をいう。）又は農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十九条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画」という。）に従って実施する事業再編（同法第二条第五項に規定する事業再編をいう。）に伴う離職に係るものであるときは、当該資料については、当該産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画又は当該農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画の写しをもって代えることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十三号

農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第八条第二項の規定に基づき、農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月三日

農林水産大臣　野上浩太郎

農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農業委員会等に関する法律施行令第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者） **第十条**　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号。次条において「令」という。）第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～四　（略） （推進委員の定数の基準の特例に係る要件） **第十条の二**　令第八条第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　農業委員会の区域について、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令（平成五年政令第三百十五号）第一条第一項第一号に掲げる要件に該当すること。	（農業委員会等に関する法律施行令第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者） **第十条**　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～四　（略） （新設）